

申請等の郵送による受付について

茨木市都市整備部審査指導課 開発審査係

郵送による申請等の受付については以下のとおりです。

○郵送による申請等が可能な手続き

- ・都市計画法第43条の建築許可に係る事前協議
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法第12条の宅地造成等工事許可に係る事前協議
- ・開発許可要否判定事前協議、宅地造成等工事許可要否判定事前協議
- ・土地区画整理法第76条の規定による許可申請

○郵送先

〒567-8505

大阪府茨木市駅前三丁目 8 番13号

茨木市 都市整備部 審査指導課 開発審査係宛

TEL：072-622-8121（代表）

072-620-1661（直通）

FAX：072-620-1730

メールアドレス：shinsashido@city.ibaraki.lg.jp

○注意事項

- ・郵送手続きをご希望される場合は、必ず事前に下見を提出してください。
- ・通常の窓口受付より、日数を要することがありますのでご了承ください。
- ・郵送等に係る費用はすべて申請等をされる方の負担となります。
- ・許可書等の返却についても郵送で行えますが、その場合は必ず宛名を記入した返信用封筒を同封してください。返信用封筒が同封されていない場合は受付できません。また、郵送事故に関して本市は責任を負いません。受取の方法については事前にご相談ください。
- ・審査に伴う補正等に関する連絡は、電話・メール・FAXで行います。平日の日中に連絡が取れる電話番号をお知らせください。補正等については原則来庁していただき窓口での対応となりますが、郵便による対応を希望される場合、本市から返送する費用も申請等をされる方の負担となりますのでご注意ください。